

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

合志市社会福祉協議会では、男女ともに全職員が活躍でき、全職員がその能力を発揮し、ワークライフバランスのとれた働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 当法人の課題

(1)男女の平均継続勤務年数に差が生じている。

3 内 容

(目標1) 労働環境の見直しを行い、男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を80%以上とする。

〈対 策〉

- ・令和4年4月～ 退職事由の分析を行い、離職防止の施策を検討する。
- ・令和4年8月～ 職員満足度調査及び勤務意向調査を実施し、現状の課題を検証する。
- ・令和4年9月～ 上記の課題検証結果に対し、問題解決の取り組みを開始し、処遇の改善・現状に合った就業規則の見直しや福利厚生の充実を図る。

(目標2) 職員のワークライフバランスの支援として、育児休暇や介護休暇の取得推進を図る。

〈対 策〉

- ・令和4年4月～ 育児休暇や介護休暇の制度の周知を行う。
- ・令和4年4月～ 働きながら育児・介護ができるための制度や環境を整備する。
- 令和4年10月～ 長期休暇後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し。

(目標3) 心身のリフレッシュのため、平均取得年次有給休暇を7日以上取得促進を図る。

〈対 策〉

- ・令和4年6月～ 前年度における各課ごとの年次有給休暇取得状況を評価し、対策を検討する。
- ・令和4年10月～ 職員ごとの年次有給休暇取得状況を調査し、取得率の低い職員について、所属長を通じて年次有給休暇の取得を促す。

(目標4) 職員のワークライフバランスの支援として、時間外勤務の削減に努める。

〈対 策〉

- ・令和2年4月～ 時間外勤務状況の調査及び分析(年2回程度)
- ・令和4年4月～ ノー残業デー(週1日、水曜日)の実施
- ・令和4年4月～ 管理者会議を通じて、各課における時間外勤務削減を可能とする業務改善を徹底する。